

- 第 二 報 第 一 号 平成二十五年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第 三 報 第 二 号 平成二十五年財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第 四 議 第 一 号 五條市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第 五 議 第 二 号 五條市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第 六 議 第 三 号 五條市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第 七 議 第 四 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 八 議 第 五 号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 第 九 議 第 六 号 五條市税条例の一部改正について
- 第 十 議 第 七 号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正について
- 第 十一 議 第 八 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 第 十二 議 第 九 号 五條市財政調整基金条例の一部改正について
- 第 十三 議 第 十 一 号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 第 十四 議 第 十 二 号 工事請負契約の締結について
- 第 十五 議 第 十 三 号 平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
- 第 十六 議 第 十 四 号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第 十七 議 第 十 五 号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第 十八 議 第 十 六 号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第 十九 議 第 十 七 号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第 二十 議 第 十 八 号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第 二十一 議 第 十 九 号 平成二十五年五條市一般会計予算議定について
- 議 第 二 十 号 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議 第 二 十 一 号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計予算議定について

- 議第二十二号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十五年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十五年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十五年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十五年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十五年五條市水道事業会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十五年五條市健康保険条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十一番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
峯	益	池	藤	川	堀	吉	山	福
林	田	上	富	村	川	田	口	塚
宏	吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
			恵					
政	博	雄	子	廣	美	範	司	実

事務局職員出席者

大塔支所長
山田善
和剛
和田明
新井健
井田夫
竹本勝
本勝夫
河村康
ふるさと創造課長

事務局長
乾 旬
事務局次長
藤 光
事務局係長
笹 谷
片山 仁
柳ヶ瀬 美
速記者

午前十時一分再開

○議長（峯林宏政）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員及び山田澄雄議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（峯林宏政）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政） 日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告させていただいております順番に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

一、当面のごみ処理の改善とやまと広域環境衛生事務組合のごみ処理施設完成後のごみ処理について。（一）ごみの細分別開始時期と分別内容についてでございます。もうこの件につきましては、昨年のごみの広域化の議論と併せて他の市会議員の皆さん方からいろいろ御意見、提案が出されてまいりました。また私も、やはり市民の皆さん方のごみ処理の負担を減らすためにも、また広域での施設の建設、建設後のごみ処理費の節約のためにも、ごみの分別をもっと細かくして、売ればお金が入る古紙等、新聞紙等のごみを無料で回収すべきではないかということを提案させていただいてまいったわけでありますけれども、その中で、昨年の十二月には部長の方から方向としては、そういう方向での答弁がありまして、またこの議会の開会の太田市長の議案説明の中でも新聞紙・雑誌等は燃やせばごみ、回収すれば資源という考えでやるという表明もありましたし、また今回の上程されておりますこの予算案の中にも、生ごみ処理機器購入費補助金として四百万円が計上されておりますので、一つ理事者としてごみの減量化、分別化についてどういう内容で、時期的にはいつ頃から開始しようかとされているのか、一つ答弁いただきたいと思っております。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理広域化に伴いごみの細分別開始時期につきましては、昨年の市民の皆様への説明会で御意見をいただいたものを考慮しながら、市

民の方々がスムーズに細分別実施に移行できるような方法を慎重に検討してまいりました。

当面は、これまでどおりの形で実施していきたいと考えておりますが、御協力いただく事案もございます。燃えるごみから新聞・雑誌・段ボールなどの古紙類を、またリサイクル類から瓶を抜き出していただき、別回収することでございます。

このように、「分ければ資源、分けなければごみ」という非常に簡略でわかりやすい理念の下、市民の皆様に御協力をお願いして、徹底したごみの減量化、再資源化を図っていきたくと考えております。

現在担当課で、これらの回収方法等の最終調整を行っており、新年度早々市民に周知を行い、六月頃には実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） はい、市民の皆さん方の期待に応える、またごみ処理の広域化に併せた方向の答弁をいただいたわけですが、ちょっと大事なことです。もう少し突っ込んで質問しますと、生ごみの堆肥化という点についてですね、この生ごみ処理機器購入費補助金というのが上がっておりますけれども、この補助対象の範囲をもう少し答弁いただきたいのと、古紙と瓶は今までも別に分けて収集するという答弁をいただきましたけれども、そのいわゆる料金はどうか、その点を大事な点ですので、答弁いただきたいと思っております。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理機の実施につきましては、新年度早々行ってまいりたいと思っております。

また、この件につきましては、市民の方々に大いに参加をしていただきたいという意味もありまして、講習会等を実施してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 古紙、瓶の収集料金はどうかというふうに考えておりますか。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど御説明をさせていただきました、別回収を予定しております古紙の回収、瓶の別回収につきましての費用につきましては、今までの有料の袋ではなしに、任意の袋、若しくはひも等で縛ったような状態ということで、無料回収ということを計画させていただいております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） はい、それでは次へ進めさせていただきます。

（二）市民への早期の説明とその内容についてでございます。今部長から答弁いただきました、そのごみの減量化・分別の改善の内容について、これもう六月頃からスタートしたいという答弁でありましたから、市民の皆さん方に早くわかりやすい内容で説明、連絡をさせていただかなければならないわけでありますけれども、できるだけ早いうちに連絡が必要となりますけれども、連絡方法は、私はやっぱり全世帯に丁寧に行き届く、やはり説明ビラを新聞折り込みなり自治会にお願いして届けていただくなり、方法は一番適切な方法でお願いせいかんわけでありますけれども、全世帯に届く、いわゆる説明ビラがまず基本ではないかなというふうに思います。

それとですね、その説明内容ですけれどね、今答弁いただきましたように古紙、瓶は別分けして任意の袋か縛りで無料で収集という答弁ありましたけれどね、このやはり現在ね、燃えるごみの袋の中には紙類というのが入ってますね、これ紙類、紙くず。そしてリサイクルの袋にも瓶類というのはここに入ってますね、瓶類。ところがこのリサイクルの中に瓶は入っていますけれども、同時に燃えないごみの中にも瓶の一種の化粧品類の瓶と、こう入っていますね。だからやはり、かなりですね当面六月からスタートしても、この現在の袋を使わないかんわけですからね、在庫がまだ一年ぐらいあるわけですからね。だからこの袋使っていたいくわけですからね、説明はかなり丁寧に、現在の袋には紙類と入っていますけれども、いわゆる新聞、雑誌、段ボール等は入れないで別にしてくれという説明、瓶も別にしていただきたいというその説明になりますけれども、リサイクル類の中にはまだまだ古い袋でいきますから瓶類と入ってますけれども、瓶類は別にしてほしいと、同時に燃えないごみの中にも化粧品類の瓶と入ってますから、これをどうするかということも併せて説明せな市民の皆さん方はなかなかわかりにくいですからね。ごみは複雑で種類が多いですからね。その辺、市民の皆さん方に説明するときにはわかりやすく正確にその説明内容をやっぱり入れておくべきではないかなというふうに思います。

同時に、この生ごみ処理機器の購入費もね、このやはりもう補助の説明のときにもちゃんとその中に入れておくのが合理的ではないかと、

いや六月から実施よりも生ごみ処理機器の購入補助はいわゆる四月一日から実施するんやということやったら、もっと早くその生ごみ処理機器の補助金の皆さん方への周知にとつては早く皆さん方に連絡せなあきませんけどね。しかし開始が同じやったらもう六月から同じように開始するんでしたら、この説明の中にも入れておくというような、きめの細かい市民の皆さん方への説明のいわゆる周知徹底を求められるんじゃないかと思えますけれども、その点ちよつと答弁いただきたいと思えます。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の方々への周知方法につきましては、まず、回収方法のスケジュール確定後、新年度早々に広報五條や自治会への回覧等で周知を図るとともに、今後は定期的にひまわりだよりや散らしなどにより周知を行い、市民の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。

また、先ほど議員御指摘のとおり、現行のごみ袋を使用してまいりますので、内容が変わる部分がございます。その辺、市民の方々に誤解のないような、御迷惑の掛からないような内容で、細かく説明をし、御理解をいただいてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） はい、それでは次へいきます。

（三）ごみ集積場の効率化と必要に応じた確保についてでございます。ほかの議員さんからも提案されておりますように、やはり五條市は現在、障害者の皆さんの御家庭もありますし、お年寄り一人だけの家庭ものすごく増えてきています。お年寄り二人だけの家庭というのもまた多く増えてきております。したがって、指定されたごみ集積場まで自分の力では持って行けないという方が生まれてきているわけですね。だからそういった方々の解決ですね。同時に、この間もほかの議員さんからも私からも意見を申し上げておりますように、自治会に入っていないということ、自治会の決めたごみ集積場に置きづらい、置けない、その真相ははっきりしませんけれどもね。そういう方もおられますから、このいわゆるごみの分別・収集を改善をスタートすると同時に、今申し上げましたような御家庭の皆さん方の問題も解決できるように、皆さん忙しいと思えますけれども、頑張ってくださいということが必要じゃないかと思えます。

私の提案としては、例えばごみの集積場というのは大体自治会ごとに皆さん相談して決めていただいていますけどね、自分の自治会の集積場は遠いけれども自分が加入していないほかの自治会の集積場の方が近いという、こういう状況もあるんじゃないですか。だから自治会ごとに

皆さん方をお願いをしていますけれども、集積場は自分の決まった自治会の集積場に持って行かなければならないことにせずして、一番近い集積場に持って行っていただくというような、そういうやり方を自治会の皆さん方も市の行政が責任持って話していただいたら、これはもうわかっていただけることではないかと思えますからね。まあそういうことも一つ提案しておきたいように思います。ちよつこの件について、答弁お願いしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

ごみの集積場の設置や管理につきましては、各自治会の御理解と御協力により進めているところであります。現在、何らかの事情により自治会に未加入の方、あるいは高齢等により、集積場を利用できないという事案が増加傾向にあります。これらにつきましては、ごみ収集については、市の責務であることから、今後は、まず集積場については自治会エリア内の者は自治会への加入、未加入に関係なく出せるように、自治会へ働き掛けていきたいと考えております。

また、高齢化などに伴うごみの排出困難者の事案につきましては、十二月議会で山口議員からの御提案もございました件で、介護福祉課の御協力の下、日常のごみ排出が困難な高齢者等の実態の把握を現在行っているところでございます。

今年度中にとりまとめを行い、来年度早々たたき台を作り方向性を決めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） はい、一つよろしくお願いします。

それでは次、（四）やまと広域環境衛生事務組合で検討されているリサイクル施設に関する市長の判断について質問します。

御存じのように、五條市がやまと広域組合に加入して、初めてのやまと広域議会が昨年の十月四日開かれまして、そこで必要な予算が可決され、またその後、これからのごみ処理場の建設計画書の説明があったわけでありまして、その中に御所と五條に関するリサイクル施設建設費として約一億五千万円上がおったわけでありまして、しかしそれにつきましては、御所の市会議員の皆さん方から御所としては分別以後、業者に委託できるということもあるので、是非とも御所としてリサイクル施設が必要ではないんだと、だから五條市さんが要らないのならば一億五千万円も掛けて建設する必要はないんだという提起がありまして、昨年十月四日のやまと広域議会での五條市への一つの課題

を投げ掛けられまして、やはり五條市としての結論を出さなければならぬという宿題をもらったわけでありませうけれども、この間、その件につきまして事務的な会議の中で、はっきりと御所市さんから御所市はもうリサイクル施設は要らないということの表明があったというふう聞いておられるわけでありませうけれども、この五條市としてリサイクル施設をどうするかということにつきましては、昨年の十二月議会でも部長の方から三つの選考方法を答弁されておりますけれども、また近くやまと広域議会の議会も予定されていると思っておりますので、その議会までにはこの五條市としての宿題を、答えを出さなければならぬというふうには私は思うわけでありませうけれども、最高責任者としての太田市長の判断、判断というよりも決断を聴かせていただきたいというふうに思います。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十四番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

やまと広域環境衛生事務組合議会で検討されているリサイクル施設については、御所市・田原本町は建設はしないことと決定しております。本市でも、単独による建設は、インシャルコスト、建設後のランニングコストを考えると、新たに建設することは得策でないと考えております。

今後においては、既存のリサイクルプラザを期限まで利用させていただき、その後は、全体の状況を踏まえた上で、最善の方法を考えていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） はい、今太田市長の答弁がありましたけれども、一つ太田市長は五條市の最高責任者であるとともに、やまと広域の副管理者という責任の立場にありますので、次、やまと広域議会が開かれたときには、管理者側から五條市の対応の説明がなされるようにしていただいた方がいいのではないかというふうな提案をさせていただきたいと思っております。

次にいきます。

（五）やまと広域環境衛生事務組合のごみ処理場完成後における五條市のごみの分別についてでございます。

今太田市長から決断の表明がありましたように、やまと広域関連のごみ処理場は完成しても、その中にはリサイクル施設はありません。同時に現在みどり園にあります、缶とか燃えないものを分別する分別機ですね、これももうないわけですね。そういう施設になります。だから

今市長答弁ありましたように、期限までのみどり園のリサイクル施設を使いますし、みどり園の缶等の分別機も使えますけれども、それ以後はないわけですからね。それを見た上で、この先の状況を見た上で、やはりまた緊急にということではありませんけれども、やまと広域関連のごみ処理場ができた後、五條市のごみの分別をどうするかという検討が要るのではないかなというふうに思いますね。

私としては、さらにやはり資源になるもの、リサイクルできるものを市民の皆さん方の御協力で、分別をもう少しやはりこの幅を広げて進めていくことの検討が要るのではないかなと、そして特にアルミ缶、スチール缶といったある程度いい値段で売れるようなごみは、今回の瓶と同じように別に分類して収集するということを目指すべきではないかなと。これも市民の皆さん方の協力も要るわけでありまして、しかし市民の皆さん方の協力の下でアルミ缶、スチール缶を分別できたら、今よりも業者の売却が有利になりますからね、いい値段で売れますからね。やはりその分は市民の皆さん方に還元してアルミ缶、スチール缶の収集は無料にするという、市民の皆さん方にとってもこれからの五條市のごみ処理費用の軽減にとっても、そしてまた地球の環境をやはり良くしていくという点にとっても、その方向を目指すべきではないかなというふうに思いますけれども、答弁いただきたいと思えます。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市のごみ分別につきましては、新ごみ処理施設完成までの約四年間は基本現在のままで、中身の質の向上、古紙類の資源化を目標に推進してまいりたいと考えております。

また、来年度から実施する生ごみ処理機の推進、草刈り等の堆肥化、また事業所等への減量化の呼び掛けなどを実施し、減量化を図っていきたくと考えております。

新ごみ処理施設完成後のごみ分別の在り方につきましては、市民の皆様との協力や負担など、どの程度必要になるのかを精査し、収集方法なども併せて、あらゆる方法を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 一つその方向で市民の皆さん方の知恵もいただき、議会の皆さん方の意見もいただき、検討をしていただくことが必要ではないかなと、ただ何遍も申し上げますように、やまと広域関連のごみ焼却場ができて、もうそこにはリサイクル施設といわゆる缶やら燃

えないごみを分別するその施設はないわけですからね、これははっきりしているわけですからね、今のこの時点でもね。それを頭に置いて皆さんの知恵をいただいて、一番いい方向を見いだしていただきたいというふうに思います。

それでは大きな二番、火災予防についての方へ進めさせていただきます。

もう先にきのう、議員さんの方から質問が出ておりますので、簡単にさせていただきますというふうに思います。

新聞の報道によりましては、二見五丁目の西部砒油の工場から出火と、そして鉄筋の建物を消火して三十五分後に消えたと、従業員にはけがはなかったけれども、消火中の五條消防職員の男性職員が顔面にやけどというふうに言われておりまして、出火原因については調べているという、こういう報道がされているわけでありませうけれども、これについては、この火災現場の周辺で住んでおられます川端地区の皆さん方から、これかもしれないと大きな火災やったら大変なことになったんじゃないかということと相談を受けてまして、私もこれは今後のために一般質問で取り上げさせてもらわないかんという判断で質問させていただくわけですが、やはり大事なことは、今回の出火の原因をいわゆる当該の火災を出した会社・警察・消防署のこの連携でちゃんと調べてつかむと、そして今後会社の稼働する場合には、出火原因をちゃんと防止できるその対策を完璧にとった上で会社の稼働をしてもらうという、ここに目を付けなければならぬというふうに思うんですね。

ところがきのうの答弁を聴かせていただいておりますと、消防署としての危険物の許可はしているんですね、許可はしているんやけれども、今回の火事の出火の原因の調べは会社に依頼しているということですね。だからまあちょっと消防署としても許可権限はあるけれども、調査権限が与えられていないという、こういう現状だと思うんですね。しかし警察はあると思うんですね。だから消防署として調査権限はなくても、許可を与えている以上はやっぱり今後についての指導責任、これはついて回ると思うんですね、消防署にはね。だから出火した会社への原因究明の依頼はしていると言っていますけれども、それと同時に警察にも、やっぱり警察は権限を持っているわけですからね。権限を發揮してちゃんと調べて、そしてその原因がわかったら再度工場を稼働するときにはその防止対策をちゃんととった上で稼働してくださいという、この指導責任は消防署と五條市の行政がやるべきではないかなと、調査権限はなくても、指導責任は五條市にありますからね。許可してるわけですからね。その点頑張っていたら必要があるんじゃないかと、答弁いただきたいと思えます。

もう一つ答弁いただきたいのは、消防職員のこの負傷ですね、もう私から言うまでもなく消防職員は危険であつても消火に行かないかんわけです。使命なんです、これね。しかし同時に、市民の命と財産を守る大きな責任を負っていますけれども、自分の命も守る対策をちゃんと完璧にとった上で作業するというこの目配りも消防署としては、きつちりとおかないといけないと思うんですね。

だから今回の火災の状況を聞いておきますと、火災やという通報を受けてから行ったと、しかし消防隊が行ってから爆発はその後やったというふうに聞きますわね。だから大変不意打ちを食らったということだと思っただけでも、こういうこともあるわけですから、消防職員の命を守るための対策も完璧にやっぱりとらなければならぬと思うんですけども、この間、東日本大震災の関連での火災の状況を見ておっても消防職員の皆さんが命を落としてますわね。だからそのことも完璧にこれからとっていかなければならないと思っただけでも。

私の方から一つ質問したいのは、ああいう今回油火災ですけども、その消火に行った場合のヘルメットには熱風とか火の粉を顔面に当たるのを防止するための、ヘルメットにはそういう防衛的なカバーが付いてないのかどうか、その辺はどうしているのか。

それともう一つは、今回のように消防隊員の負傷が出た場合には、手当とか補償は出されるのかどうか、その点を答弁いただけますか。

○議長（峯林宏政） 窪消防長。

○消防長（窪 佳秀） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

昨日の堀川議員の答弁と一部重複することがあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず最初に、西部砥油有限会社の事業概要についてでございますけれども、この会社には危険物タンク貯蔵所、製造所、一般取扱所の三つの危険物施設がございます。

そして消防法に基づきまして、許可を与えている施設でございます。

事業といたしましては、製油業ということで、灯油を精製しております。

そして作業内容につきましては、原料から不純物を取り除いて、そして灯油を精製しておるところでございます。

また先ほどございました火災の概要ですけれども、平成二十五年二月九日、十一時二十二分に消防に通報が入りまして、鉄骨造り二階建て四四一・七六平方メートルの建築物を焼損いたしまして、消防職員一名が負傷した火災でございます。

負傷した隊員につきましては、完治し二月十九日から通常勤務をいたしております。

その中におきまして、先ほど議員からございました、消防職員の負傷経過というようなことと、そして再発防止というような話があったかと思うのですが、負傷した隊員につきましては、当務の中の副小隊長というような位置で出勤しておいた隊員でございます。そして、現場到着時、関係者からいろいろな情報、消火に対する情報等を聴取しておいたという形の中で、当時は黒煙だけが出ておりまして、炎というのが確認できなかったというような現状でございます。そして隊員に対しまして、ホース延長の準備を指示いたしまして、そしてその黒煙

が噴出しているところの中を確認に行こうとしたところ一気に爆発したというような形の中で、顔面Ⅱ度の熱傷を負ったものでございます。

その原因といたしましては、内部に火炎等を確認していないところから判断いたしますと、推定ではございますが、爆発的な燃焼が起こっていないというようなことから、停滞した危険物から発生した可燃性蒸気これが下限界に達しまして、一気に燃え広がったと、つまりフラッシュオーバーとよく言われる現象ですけれども、そういう現象で爆発して負傷したというような形のことです。

それともう一つ、ヘルメットに熱風の防御ガード、これがどうなっておるかという御質問もあつたかと思うのですけれども、これにつきましては、消防隊員につきましては全てヘルメットに防御のガードというのを付けております。ただこのときには、先ほども申し上げましたが、火炎が出ていなかったというような形の中で黒煙だけでくん炎していたというような状況の中で、どうしてもそれを上げて確認する方が、視界が良かったというような形の中で、そのときに、それまではしておたのですけれども、炎等が見えないために一時上げたところにそういうフラッシュオーバーで爆発したという形のことです。

そして、手当、補償等があつたかという質問もあつたかと思うのですけれども、これにつきましては、その隊員搬送と同時に公務災害というような形の中で、公務災害に基づき手続き、こういうのをとっておるような状況でございます。

そして、また今後の職員に対する再発防止対策ですけれども、これにつきましては、管内にはかなりの危険物施設がございます。それぞれ危険物の特性というのが違うわけでございます。そのために職員に対し、五條管内にあるそれぞれの危険物の特性について、それから後に教養を行っております。

そしてまた、この負傷した隊員から今後どういうふうにしたらいいかという形の中で、本人からの負傷防止対策というのを職員に教養して伝承しておるといような形のことです。

そして最後ですけれども、先ほど言いました静電気によるものというような形の話があつたかと思うのですけれども、静電気というのは、静電気の放電によりまして可燃性の蒸気に引火し、そして出火するというような静電気の流れでございます。これにつきましては、機器類につきましては、全てアース線、これによって設置して帯電防止を行っておるわけでございますけれども、アース線により除電、出ていないもの、これはそういうような帯電防止素材というものを使用するというような形のことになっております。

そういう形の中で、今回ですけれども、原因の一つとして考えております、その静電気につきましては、機器じゃなしに精製している中の過をする布のシートというような形のが原因として考えられておるわけでございます。果たして、そのシート自身が静電気を発生する

ものであるのかという形のこと、これが我々だけでは確認できないので、その製造メーカーに現在のところ確認しておるといような状況でございます。

そしてまた、その結果が出次第、それに基づきまして今後の再発防止という形の中で、そういうる過シートを静電気の発生しないものに換えられないかというような形の中で、再発防止に努めてまいりたいと思います。

そして、また今後ですけれども、現在のところ休止をしておるわけでございますけれども、施設を再開するときには事前に法に基づきまして変更許可申請を行うよう指示しております。

そしてまた、今後の対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、出火原因によりまして、それに基づく対策を講じて付近住民に不安を与えないような指導、これを行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）はい、かなり突っ込んだ正確な答弁をいただきましたけれども、一つ今消防長が答弁されたことの中で、出火原因についてのこともありましたけれども、それが確定かどうかというについては、消防長の答弁にもありましたように、もう一遍確かめなければならぬという点もあると思いますので、一つ関係機関、力を併せて出火原因をきっちり調べて、工場の再稼働前にはちゃんと防止対策を完璧にした上で、していただくよう指導をしていただかなければならないように思います。

消防隊員のいわゆる作業中の火災・傷害防止につきましては、今答弁にありましたように、一つ今回のように想像のつかない状況がまたこれからも起こる場合がありますからね、一つ消防現場へ出動する消防隊員の体験意見もよく聴いていただいて、新しい対策を講じて、消防隊員の皆さん方に市民の皆さんの命と財産を守るその活動に、またいわゆる安全も万全の態勢で頑張ってくださいというふうにお願いしておきたいと思います。

それでは大きな三番、五條市の地域公共交通の利便性の向上を目指した政策の改善について。（一）デマンド型乗合タクシーの利用に関する事前連絡の改善についてでございますけれども、理事者の皆さんも議員の皆さん方も御存じのように、五條市は公共機関、大体大きく分けて三つに分かれております。そのうちの一つにデマンドタクシーがあるわけでありまして、御存じのようにデマンドタクシーでも基本コースは決まっております、基本的な運行時間も決まっているわけでありまして、しかし利用する場合は、前日に連絡せないかんとこうなっ

ているわけですね。そしたらそのいわゆる当日、急な用事で利用したいと思っても、前日といったらもう過ぎていきますからね、乗れないわけですね。そういう不便さというのがある中で、デマンドタクシーの利用もこの間、子供、障害者の皆さん方の無料等々にもよりまして、幾分か利用していただく方が増えていることでありますけれども、せっかくやはりこの制度をスタートしておりますので、もっともっと有効に利用していただかなければならないと思うんですね。

そこで最近、どこの自治体もその自治体の公共交通としてデマンドタクシーを走らせているところが増えていきますからね、吉野町の状況をこの間聴かせてもらいました。そしたら吉野町は、いわゆる利用する場合の連絡は朝一番のダイヤに乗る場合は前日でないとかかと、連絡はね、しかし二番目の運行ダイヤから乗る場合は一時間前でいいと、こうなっているわけですね。委託はやっぱり吉野町内のタクシー業者でありますね。だからまあ吉野町と五條市はいろいろ業者の条件や実態も違うかもわかりませんが、山間部の吉野町でもそういうやり方をして、今ですね、吉野町ではデマンドタクシーをもっと範囲を広げてほしいという要望が多くなっているんですね、喜ばれて。だからこの五條市でもいろいろまだまだこれから利便性を高めるための検討はしていただかなあかんと思いますけれども、一遍その吉野町のように朝一番のダイヤだけは、そらの日におこななければ乗れないかもわかりませんが、二番から以降は一時間前までできるということで吉野町やってますからね。吉野町の状況も担当の課としても調べていただいて、五條市でもそういうやり方ができないか一遍検討していただく必要があると思いますけれども、その点答弁お願いしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

五條市のデマンド型乗合タクシーは、現状前日予約を基本としております。この理由としまして、一番大きいものは予約人数により車両の大きさを変えて運行するという手法をとっているところがございます。

具体的には、利用予約が四名までであればセダンタイプ。五名から九名までであればワンボックスタイプ。それ以上の予約の場合はマイクロバスを配車いたしております。

運行委託料につきましても、配車された車の車種、種類に応じて変えております。計画当初では、万一多くの方の予約が集中した場合、配車が間に合わないことや、一人でも定員をオーバーした場合に車両を一台追加しなければならないことで、二台分の運行委託料が必要になることなどを避けるため、実証運行期間に限り、この手法を試験的に取り入れてきたところでございます。

来年度は五條市地域公共交通総合連携計画の見直し時期となっております。これまでの計画と利用実態との比較検討を行った上で、運行事業者との調整を行い、今回御指摘いただきました点を含め、利用される皆様にとって、より使いやすい方法を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）はい、一つよろしくお願いします。

付け加えて申し上げておきますけれども、五條市のデマンドタクシーを利用された方の話ですけどね、デマンドタクシーの運転手さんの方から、また二、三時間後に乗るんやったら言うてくれたらちゃんと段取りしときますよって、五條市のデマンドタクシー会社の運転手さんがそう言うてくれるということですよ。だから余り難しいことではないと思いますから、一つ是非とも改善していただきたいというふうに思います。

（二）南和広域医療組合の救急病院の利便性と併せた交通網の充実についてでございますけれども、前々からこの理事者の皆さんの方からも出されておりますように、南和広域医療病院を有効に利用していただくための交通・公共交通網の検討に入ることです。スタートしていただいていると思います。

同時に今回の議会の議案説明の中で、市長の方から「南和広域医療組合の救急病院へのアクセスを整備するため奈良モデルを利用し、地域公共交通の整備について検討を進めてまいりましたが、新たに県知事を会長として広範な視点から検討するための新奈良県地域交通改善協議会が設立した」という報告がありましたけれども、こういう強力な体制もとって検討していただいているということは有り難いことなんですけどね、私もまだまだ調査不足でありますけれども、やはり検討する上における活用できる交通は活用して、それが不十分ならどうするかということに当然なっていくと思うんですけど、南和医療のこの広域化に参加している自治体は一市三町八村ですか、五條・吉野郡全部でありますので、私は全体を見た上での意見は申し上げることはできませんけれども、五條市と一六八号線に関連するいわゆる十津川・野迫川というこの範囲は、これはもう一体のものとして便利のいい公共交通にしていけないかということになるのは間違いないわけでありまして、これも。

現状はもう御存じのように、まず一六八号線は、奈良交通がこの橿原の八木駅から新宮まで往復、二往復やったか一往復やったかちよつと

調べていませんけれども往復していただいています。だからまあこの活用はどうかというのが一つですわね。そして今のいわゆる回数、時間帯で南和医療病院への利用は不便やということやったら、奈良交通とまた検討されて奈良交通に要望するなり、それが当面の検討課題ではないかなというふう思います。

それとやっぱり後はもう五條にしても十津川にしても野迫川にしてもそれぞれの自治体で作っている公共機関を利用しやすいようにしていくということになると思いますけれども、皆さんも御存じのように、この奈良県の新年度の予算の中にドクターヘリの購入予算が入っていると思うのですね。今まで大阪・和歌山からお願いで来てもらってましたけどね、今回の予算の中にはそれが入っているというふうに思いますので、まあ遠方の十津川、その他のところの救急患者はこれからドクターヘリの活用というのが必要ではないかなというふうに思います。こういったまだまだ私のいわゆる意見や提案は浅はかなものですけどね、一つ早く検討を進めていただいで、五條市民の皆さん、我々にもわかるようにしていただきたいと。同時にこの検討と同時に、このきのうの質問でも答弁されましたように、市民の皆さんの交通問題に対するアンケートを幅広くとっていただいで、市民の皆さんの新たな要望も解決できるような五條市の公共交通網、また一六八号線の奈良交通体系にさせていただくということが必要ではないかと思えます。きのうの答弁ではコミュニティバスをもう一台増やすということも答弁されておりましたけれども、一つ頑張っていたきたいというふうに思います。

答弁ありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

南和新病院への交通アクセス整備につきましては、南和地域の各町村とともに奈良モデル事業として検討を進めているところでございます。平成二十四年度の事業といたしましては、同補助金を受け、住民アンケートを実施するなどし、主に南和地域における交通の現状把握に努めております。来年度には把握した現状から、抽出された課題の整理と解決方法の検討について引き続き取組を進める予定でございます。

南和新病院への交通アクセス整備につきましては、先ほど触れました本市交通計画の見直しにも大きく影響するところであります。特に五條病院から南和新病院までのルートにつきましては、特に鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）一つよろしくお願いします。

それでは次に、最後の鳥獣被害防止対策の強化について質問をいたします。

もう皆さん方も御存じのように、近所の人が集まっても自治会の皆さん方が集まっても、いろんな話題の中に出てくるのがイノシシ被害、奥地であれば猿・鹿被害というのが大きな話題になっていくわけでありますね。この問題の解決のために五條市としてもこの間一生懸命取り組んでいただいております。ほんで成果も上げてきていただいております。その状況を理事者の方から答弁していただいたらいいんですけれども、この間私が聴かせてもらっている範囲内で私の方から申し上げますと、五條市の鳥獣対策防止対策の基本的な方針は個体数の整理、いわゆる捕ることと、そしてもう一つの方針は被害防除、作物を守るという、もう一つの方針は生態生息環境調査、調べるということですね。この方針で頑張っていたらいいわけです。

体制としてはどれぐらいの体制でやっていたらいいかと言いますと、職員は正職員二名と臨時職員一名です。捕獲おりはイノシシ・鹿の捕獲おりは六十八基、アライグマの捕獲おりは百七十基、ニホンザルの捕獲おりは二基をもってやられているわけですけれども、職員は先ほど申し上げましたように、正職員二名と臨時一名ということですね。そんな中で実績としてどれぐらいになっているのかと言いますと、ことしの二月末の実績ですけれども、イノシシで二百八十四頭ですね、これは大体一年間ですね。鹿で百二十八頭、アライグマで百三十一頭ということ、昨年よりも上回っているということ。また捕獲の実績はそういうことでもありますけれども、被害防除の実績につきましては、金網柵・ネット柵・電気柵を自治会等からの要望を受けていわゆる支給しているということでもあります。

まああれですね、二十四年度では金額では一千五百万円、そして地区では十三地区で一〇キロの侵入防止柵を設置したと、このときの補助では五五パーセントの補助を行っているということ。です。

また、雌鹿の捕獲に対しては、生殖力の強い四月から六月は八千円、七月から三月は五千円の補助を行っているということですね。こういうふうには日本の中でもかなり奮闘されていわゆる実績を上げているということで、日本政府の方からも表彰されているというぐらい頑張っているのだと思いますけれども、まだまだやっぱり被害の状況はなくなっていくんではないかなというふうに思います。

したがって、頑張っていたらいいと思いますけれども、更に体制を強化していただくという目標で、私として提案をさせていただきます。提案のまず一つは、捕獲おりにつきましては、先ほど申し上げましたけれど、いわゆるもう現在の捕獲おりは全て初めから溶接とその他の固

定機具で完成されたものになっておるんですね。だからそれを捕獲場所へ持って行って設置しなければいけませんけれども、車が入れるところまでは車に乗せて行きますけれども、入らないところは職員さんがこの自力で提げて現地まで持っていかなあかんということで、余り厳しい危険なところや遠方のところは持って行けない、職員も大変だという状況ですので、だからこれから作る捕獲おりは現地で組み立てのできる組立て式にしたらどうかと、これはもう全国的に今それ考えられて進めているところもあります。組立て式にしても、今と同じぐらいの頑丈さは維持できると私は思います。この間、島野に設置していただいたおりは一遍に三匹イノシシが入りましたからね、三匹暴れまわったら、ほんまにおり、網でも広げられるんちゃうかなと思うぐらいイノシシが鼻を突っ込んでどん突いてましたけど、それでも私は組立て式でもいいけるんではないかなというように思いますね。例えば組立て式あれば必ず固定機具は要りますけれども、固定器具を丈夫にすればいいゆる私は組立て式でもいいけるんではないかなと、組立て式にすれば、一人ひとりの職員が持つ重量は軽くなります。その分車から現地まで往復する回数が増えますけれどもね。だからそういう方法も一遍検討をされるべきではないかなと。

同時に職員の人数、正職員二名と臨時一名ですけどね、この広い旧五條市・西吉野町・大塔町を対象にしてこの三名では私は大変やと思うんですね、この職員さんの活動は一年間全部ですからね、通じて全期間ですからね。猟友会の狩猟は、期間は決まっていますけれども、職員さんの捕獲活動は一年間通じてですからね、だからやっぱりもう少し職員さんの増員も検討される必要があるんじゃないかなと思いますね。

提案のもう一つは、補助率、被害防除については金網柵・ネット柵・電気柵を設置していますけれども、補助率は五五パーセントというところですね。しかし吉野町や他の自治体を聞いてみますと、もう現物は自治体の所有物としてお貸しすると、設置費用だけそつちで出してくれということをやっているとありますね。だからこの補助率も予算を増やさないかんということになりますけれども、これは国・県の補助も使えれば使って、もうちょっと補助率を上げる必要があるんじゃないかなというふうに思いますね。

それともう一つの点は、猟友会の皆さん方の力を、現状もお借りしていますけれども、もつと發揮してもらおうということに力を置くべきではないかなというふうに思いますね。現在、猟友会の皆さん方に、市の方からお願ひしていわゆる狩猟に行ってもらった場合は、実績はあってもなくても一日当たり一万円程度の補助は出されておるらしいですけどね、しかし他の吉野町とか和歌山の方調べてみますと、吉野町では一頭イノシシ捕獲した場合は奨励金三千円、鹿一頭当たり七千円、猿二万円、カワウ一万円と、これはね国・県の補助があるのかどうかちょっと私も調べておりませんのでわかりませんけれども、五條市がやっていないことをやっているわけですね。和歌山のかつらぎ町の場合、イノシシの場合は確か一万円出していると思いますよ、一万円。だからやっぱり猟友会の皆さん方をお願いするにしても、やっぱり行ってもら

つたら一遍も当たらへんでも一遍鉄砲撃つたら、その弾の費用は掛かるわけですね。一日入ったら食事代も要るわけです。だからやっぱり今は不景気で猟友会の皆さん方も一日費やして仕事するんやったら費用、いわゆる要るところよりも、収入のあるところを選ばないといけませんからね、だから猟友会の皆さん方の力を借りようと思えば、やっぱりこちらから依頼しているときは一万円出しておつても、いわゆる成果のあつたときには、こちらから依頼していなくても他の市町村のことも検討していただいて、五條市もやっぱり、このいわゆる防除報奨金・駆除報奨金、これが今求められるのではないかなというふうには提案したいというふうに思います。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

御指摘のとおり五條市内の有害鳥獣数は年々増加の一途をたどっております。

農業者が丹精込めて作った農作物をイノシシ・鹿等により食い荒らされ、被害を被り農業意欲を損なわれている現状をもって、本市では平成二十三年度より農林政策課内に鳥獣対策係を設け猟友会の協力も得ながら重点的にその対策を講じております。

議員からも御説明がございましたように、個体数調整、いわゆる駆除につきましては、平成二十五年二月末の捕獲実績は、イノシシ二百八十四頭、鹿百二十八頭、アライグマ百三十一頭を駆除いたしました。これは昨年実績より約百頭増加しております。

また、被害防除につきましては、平成二十二年度から始まった国の制度である鳥獣被害防止総合対策の補助金を活用して金網柵・ネット柵、電気柵の設置を自治会などからの要望を受け補助いたしております。

設置実績は、平成二十四年度予算一千五百万円で十三地区、一〇キロの侵入防止柵を設置いたしました。

今後、市民からの要望を受け、更なる被害の軽減を目指し、議員御提案の組立て式の捕獲おりの採用なども含め対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） この議会の開会の日の市長の施政方針と議案説明、この中でも市長はこういうふうに表示してくれておりますね。「イノシシなどの野生獣を地域の資源と考えて処理及び加工ができる施設の建設についても検討し、」と、こういうふうに表示してくれてますからね。これはやっぱり今全国的に北は北海道を始めこのいわゆるイノシシ・鹿などを駆除せないかと、しかし捕れたものを大切な栄養

源として活用していくという、このことも併せて皆さん検討が始まっていますからね、一つ市長もこういうふうに表示してくれてますので、先ほど私提案したことを十分検討いただき、また一つ五條市周辺自治体のいわゆる鳥獣被害対策をどうしているかということもよく研究していただいて、和歌山の方も研究していただいて、今も頑張っているかというところも、更に成果の上がる対策を実行していただくことを申し上げまして、一般質問を終わります。

どうも御苦労様でございました。

○議長（峯林宏政）以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十二分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（峯林宏政）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（峯林宏政）日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第一号、平成二十五年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。和土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 和田剛明登壇〕

○土地開発公社事務局長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第一号、平成二十五年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を御

説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年度事業計画、予算、資金計画書の一ページより御覧をいただきたいと存じます。

最初に、平成二十五年度事業計画より御説明申し上げます。

まず、一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成二十五年度は計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の水路等の維持管理事業及び借入金支払利息として三十二万四千円を計上いたします。

続いて、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、公共用地取得事業計画でございますが、新規事業といたしまして、一般国道二四号五條地区歩道設置事業について計画事業費四億円を計上しております。

事業概要といたしましては、用地購入費三億七千六百万円、諸費二千四百万円となっております。

次に、継続事業でございますが、一の二見公共用地から三ページの十、一般国道二四号五條地区歩道設置事業までの十の事業用地について計画事業費五百三十五万二千円を計上しております。

事業概要といたしましては、それぞれ借入金支払利息及び草刈り等の管理経費となっております。

事業計画については、以上でございます。

続きまして、四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、平成二十五年度予算を御説明申し上げます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額についてでございますが、収入の部、第一款、土地開発事業収益といたしまして、二億三千三百六十七千円を計上いたしております。第一項では事業収益として、二見公共用地及び国道二四号五條地区歩道設置事業用地等の事業用地売却に伴う収益二億三千三百三十万六千円を、また、第二項では事業外収益として、JR五條駅前駐車場運営及び公社所有土地貸付け等に伴う収益二百三十万一千円をそれぞれ見込んでおります。

次に、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして、二億二千七百四十万五千円を計上いたしております。第一項では事業費用として、二見公共用地及び国道二四号五條地区歩道設置事業用地等の事業用地売却原価二億二千五百八十一万四千円を、第二

項では事業外費用として、JR五條駅前駐車場管理経費ほか百九万一千円を、さらに第三項では、予備費として五十万円をそれぞれ見込んでおります。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと思います。

次に、第三条の資本的収入及び支出の予算額についてでございますが、収入の部、第一款、資本的収入といたしまして、四億七十六万七千円を計上いたしております。第一項では国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に伴う金融機関からの借入金四億円を、また、第二項では市からの利子補給金七十六万七千円をそれぞれ見込んでおります。

次に、支出の部でございますが、第一款、資本的支出といたしまして、六億二千三百二十一万四千円を計上いたしております。第一項では用地取得造成事業費として、国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に係る経費として三億七千六百万円、各事業用地の草刈り等維持管理経費及びその他事務費として五百四十四万四千円、市への人件費負担金として一千六十万円、さらに、市基金及び金融機関に対する支払利息として一千二百六十三万四千円の計四億五百六十七万八千円を見込んでおります。

第二項では借入金償還金として、市基金並びに借入金金融機関への償還金二億一千七百五十三万六千円を見込んでおります。予算については以上でございます。

続きまして、六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、平成二十五年度資金計画を御説明申し上げます。

まず、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明をいたしました(一)の事業収益から(四)の利子補給金に(五)の前年度繰越金一千五百二十九万四千円を加えまして、合計で六億四千九百六十六万八千円となっております。また、二の支払資金でございますが、(一)の事業費用から(五)の借入金償還金に(六)の未払金百九万二千円を加えまして、合計で六億二千七百十三万二千円となっております。差引きで、二千二百五十三万六千円の黒字収支を見込んでおります。

七ページ以降の予定貸借対照表、及び損益計算書等については、後刻御清覧をいただきますようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長(峯林宏政) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第二号、平成二十五年財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。山田財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 山田善久登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（山田善久）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号、平成二十五年財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について、御説明申し上げます。平成二十五年でも風評被害などにより観光客の減少が予想されますが、職員十四名、パート六名が一丸となって各施設の全体の営業方針の見直しや福祉事業の充実や星のくにの運営につきましては堀内教育長の協力をいただき、県内教育長にロジ星のくに・プラネタリウム館・天文台施設を活用した授業の一環としての利用方法の説明に同行させていただき、今後は奈良県内の学校をもとに県外にも営業活動を行ってまいります。

また、道の駅のレストランを四月から再開し、売上を増やしていきたいと考えております。

それでは、平成二十五年収支予算について御説明申し上げます。

別冊の事業計画収支予算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに二ページ及び三ページをお開き願います。

平成二十五年における財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算額でございますが、平成二十五年予算の事業収入として一億七百七十八万円で前年度と比較して六百五十八万円の増となっております。

これにつきましては、まず本年度の事業収入予算の設定につきましては、営業の見込めるふれあい交流館・ロジ星のくに・道の駅・大塔

郷土館・大塔水車施設の予算額として計上させていただきました。

その他の収入につきましては、委託金収入として三千八百七十万円の前年度と比較して一千八百七十万円の減となっております。これにつきましては、各施設全体の営業方針の見直しや大塔郷土館・大塔水車施設の再開を見込み、その他の収入を含め当期収入支出とも一億六千四百十八万円を見込んでおります。

次に、各事業ごとに、御説明させていただきます。

四ページをお開き願います。

ふれあい交流館につきましては、職員四名とパートで運営しています。委託金収入として一千七百五十万円を計上させていただきます、収入支出共四千七百万円を見込んでいます。

次に五ページをお開き願います。

ロッジ星のくににつきましては、職員四名とパートで運営しています。委託金収入としては三百五十万円を計上させていただきます、収入支出共三千八百五十万円を見込んでいます。

次に六ページをお開き願います。

道の駅につきましては、職員二名、臨時職員一名、パートで運営しています。収入支出共四千万円を見込んでいます。

次に七ページをお開き願います。

大塔郷土館につきましては、委託金収入としては三百七十万円を計上させていただきます、収入支出共七百万円を見込んでいます。

次に八ページをお開き願います。

福祉事業につきましては、職員二名、パートで運営しています。収入支出共四百三十万円を見込んでいます。

次に九ページをお開き願います。

こんびら館につきましては、収入支出共ゼロ円とさせていただきます。指定管理に関する取消しの願書を提出し協議を重ねた結果、受理していただいたところでありました。

次に十ページをお開き願います。

大塔水車施設につきましては、収入支出共十八万円を見込んでいます。

次に十一ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費二名分と事業運営費外となっております。委託金収入として一千四百万円を計上させていただき、収入支出共二千四百五十万円を見込んでいます。

次に十二ページをお開き願います。

図書室管理費につきましては、収入支出共ゼロ円とさせていただきました。今期から一般財団法人に移行することから法人税等の対象となるため、今後図書の維持管理費をふれあい交流館で一括管理してまいります。

一ページにつきましては二十五年度の事業計画を掲げてありますので、御清覧いただきたいと思います。

以上で、平成二十五年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきましての説明を終わらせていただきます。

また、各施設の営業の見直しや福祉事業の充実や生活支援サービス事業として、配食等の各施設においては、イベント・土産物等の開発や宣伝に努め、人員配置につきましては、職員一人ひとりが全施設を管理し、経営努力をしておりますのでよろしく願います。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第四、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第一号、五條市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程をいただきました議第一号、五條市道の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、提案理

由の御説明を申し上げます。

議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例を制定する背景につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、国で定めている道路構造の技術的基準につきまして、従来の基準を参酌し、市道については道路管理者である市の条例で定めることとなったものであります。

本条例の概要としては、五條市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の幅員、線形、勾配、排水施設などの道路構造の技術的基準を定めようとするものであります。

基準とした政令等につきましては、国の定める道路構造令の規定から、本市に該当しない、路面電車に関する規定、国道のみしか該当しない規定等を削除する以外は、これまでも適用してきた従来の規定と同様の基準として定めようとするものであります。

次に、条項の内容につきまして要点のみ御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページから二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず第一条は、条例で定める内容の概要を示す趣旨規定を定めております。

第二条は、使用する用語の定義等であります。

第三条は道路の区分を定めております。

第四条から第十四条までは、道路の横断面の構成の基準であります。

第十五条は、道路の設計速度の基準、第十六条から第二十四条までと第二十六条、第二十七条は、道路の線形などの基準であります。

第二十五条、第二十八条、第三十六条及び第三十八条までは、道路の舗装及び構造物の基準であります。

第二十九条から第三十一条までは、平面交差及び立体交差の基準、第三十二条から第三十七条までは、道路の附属施設の基準、第四十条及び第四十一条は、道路工事に関する特例の基準、第四十二条及び第四十三条は、自転車専用道路等、歩行者道路及び歩車共存道路の基準を定めております。

附則につきましては、平成二十五年四月一日から施行することとしております。

以上で議第一号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第五、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二号、五條市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第二号、五條市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例を制定する背景につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、国で定めている道路標識の寸法について、従来の基準を参酌し、市道については道路管理者である市の条例で定めることとなったものであります。

では、条項の内容について要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず第一条は、条例で定める内容の概要を示す趣旨規定を定めております。

第二条は、使用する用語の定義等であります。

第三条は、道路標識の寸法を定めております。

附則につきましては、平成二十五年四月一日から施行することとしております。

以上で議第二号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第六、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三号、五條市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第三号、五條市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市が管理する準用河川における河川管理施設等の一般的技術的基準を定めるため、必要となる条例を制定し、堤防、床止め、せき、橋などの管理施設の基準等を定めようとするものであります。

制定の経緯につきましては、地域主権一括法の施行による河川法の一部改正に伴い、これまで河川管理施設等構造令等により国で定めていた準用河川の管理施設等の構造基準につきまして、従来の基準を参酌し準用河川の管理者である市の条例で定めることとなったものであります。

このことを踏まえて、本条例におきましては、国の規定から本市の準用河川に該当せず、今後も河川管理者として整備が想定されないダム

や高規格堤防、揚水機場、排水機場及び取水塔などの管理施設の基準等を削除する以外は、これまでも適用してきた従来の国が定める基準と同様の基準として規定しようとするものであります。

次に条項の内容につきまして、要点のみ御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十一ページから四十三ページを御覧いただきたいと存じます。

制定する項目として、第一条は、条例で定める内容の概要を示す趣旨規定を定めております。

第二条は、使用する用語の定義等でありませぬ。

第三条から第十四条では「堤防」の基準、第十五条から第十八条では「床止め」の基準、第十九条から第二十八条では「堰」の基準、第二十九条から第三十四条では「水門及び樋門」の基準、第三十五条から第四十条では「橋」の基準、第四十一条から第四十四条では「伏せ越し」の基準、第四十六条では計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の特例、第四十七条では小河川の特例につきまして定めております。附則につきましては、平成二十五年四月一日から施行することとしております。

以上で議第三号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第七、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）ただいま上程されました議第四号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十四ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、項に繰上げが生じ、所要の改正が必要となったため、本条例の一部を改正するものでございます。

お手元の議案書四十五ページをお願いいたします。

まず、第一条では、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の第十条の二第二号中を、第二条では、五條市消防団員等公務災害補償条例の第九条の二第一項第二号中について、関係法令の「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に項の繰上げが生じたため、それぞれ改めるものであります。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十六年四月一日から施行するとしております。

以上で議第四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第八、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）ただいま上程されました議第五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十六ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、国家公務員の退職給付水準の見直し等のため国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成十四年十一月二十六日成立し、同日公布されたため、これに準じて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十七ページから四十九ページを御覧願います。

まず、第一条では、昭和三十二年十月五條市条例第二十五号の職員の退職手当に関する条例の一部改正を、第二条では、昭和五十八年十二月五條市条例第二十六号を、第三条では、平成十六年三月五條市条例第四号を、第四条につきましては、平成十八年三月五條市条例第十三号の一部を改正するもので、内容につきましては、民間との均衡を図るために規定されています退職手当の調整率を「一〇〇分の一〇四」から「一〇〇分の八七」に率を引き下げるとともに、適用対象に自己の都合による退職者、勤続二十年未満の退職者を含めることとしています。

四十九ページをお願いいたします。

なお、附則につきましては、第一項で、この条例は平成二十五年四月一日から施行するものとし、第二項から第四項の規定において、経過措置として、退職手当の調整率の適用を平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、一〇〇分の九二といたします。平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、一〇〇分の九二といたします。

以上、議第五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第九、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六号、五條市税条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第六号、五條市税条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の五十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

当該法改正におきましては、改正前には行政手続法第八条の理由の提示及び第十四条の不利利益処分の理由の提示の規定を適用しないこととなっておりましたが、平成二十三年年度の税制改正により、全ての申請に対する拒否処分及び不利利益処分に対し理由を提示することが必要となり平成二十五年一月一日に施行されたものであります。

続きまして、議案書の五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

市税条例第四条第一項につきましては、五條市行政手続条例の適用除外について規定しておりますが、法改正に伴い、五條市行政手続条例第八条及び第十四条が新たに適用されるため「第八条を除く」及び「第十四条を除く」を加えるものであります。

次に、附則におきましては、当該一部改正条例の施行について「公布の日」と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七号、五條市道路占用料に関する条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第七号、五條市道路占用料に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正につきましては、平成二十四年十二月十二日政令第二百九十四号により道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成二十五年四月一日から施行されることによります所要の改正でございます。

恐れ入りますが、議案書の五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

道路法施行令におきまして、新たに二号の条文が追加されたことにより、五條市道路占用料に関する条例中、占用料を記載しております別表に、道路法施行令の文言を引用している部分の号ずれ及び高速自動車国道若しくは自動車専用道路を高架の道路に改めるものでございます。

なお、占用料等の内容に変更はございません。

附則につきましては、平成二十五年四月一日から施行することとしております。

以上で議第七号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十一、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。 竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦） ただいま上程いただきました議第八号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市の所有する普通財産の弾力的な運用並びに公共の利益増進を図るため、国有財産特別措置法の規定に準じ、社会福祉法人等の公共的団体が専ら公益的事業に供する場合又は公益上特に必要があると認められる場合において、普通財産を時価から減額した対価により譲渡できる旨の規定を本条例に新たに追加するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、条例本則中の改正内容でございますが、地方自治法の一部改正による文言整備のため、「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改めるとともに、第三条の次に、減額譲渡ができる旨の項を加えるものでございます。

次に、附則におきましては、当該一部改正条例の施行について「公布の日」と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政） 次に日程第十二、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第九号、五條市財政調整基金条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦） ただいま上程いただきました議第九号、五條市財政調整基金条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、不測の事態や将来の大きな財政需要に備えて設置された本市財政調整基金のより効率的な運用並びに健全かつ円滑な財政運営を図るため、決算剰余金の全部又は一部について、予算計上を行わずに早期に積み立てることを可能とするため、地方自治法第二百三十三条の二ただし書の規定に基づき、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、条例本則中の改正内容でございますが、第二条中「、毎年度予算に定めるところによる」を「、予算に計上し、又は決算上剰余金が生じた場合、その全部又は一部を積み立てるものとする」に改めるものでございます。

次に、附則におきましては、当該一部改正条例の施行について「公布の日」と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十三、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十一号、五條市都市公園条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第十一号、五條市都市公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の六十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正の背景につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例に規定する必要があるが生じたため改正するものであります。恐れ入りますが、議案書の六十一ページから六十四ページを御覧いただきたいと存じます。

一点目としては、題名の次に、次の目次を付するものであります。

目次の事項は、第一章、総則（第一条）、第一章の二、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準（第一条の二から第一条の四）、第二章、都市公園の管理（第三条から第十二条）、第三章、雑則（第十三条から第十九条）、第四章、罰則（第二十条から第二十二条）、及び附則であります。

二点目は、本則中の第十二条、第十三条、第十五条、第二十条について、「各号の一に」の文言を「各号のいずれかに」に改めるものであります。

三点目は、第一章の次に、次の一章を加えるものであります。

章の内容は、第一章の二、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準（第一条の二から第二条）であります。

各項目内容は、第一条の二は（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）、第一条の三は（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標

準)、第一条の四は(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)を定めております。

四点目は、第二条を削り、第三条の前に次の一条を加えるものであります。内容につきましては、第二条(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)であります。

附則につきましては、平成二十五年四月一日から施行するものとしております。

以上で議第十一号議案についての提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(峯林宏政) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(峯林宏政) 次に日程第十四、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 議第十二号、工事請負契約の締結について。

○議長(峯林宏政) 提案理由の説明を求めます。榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長(榎内成吉) ただいま上程いただきました議第十二号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十五ページを御覧願います。

契約の目的は、(仮称)五條市新し尿処理施設建設工事であり、契約の方法は、総合評価落札方式の一般競争入札で、設計価格は消費税抜きで十五億七千九万四千円でございます。

また、入札の落札金額は、消費税抜きで「十三億六千三十六万六千円」であり、契約金額は消費税込みで「十四億二千八百三十八万四千三

百円」、契約の相手方は、「大阪府大阪市淀川区西中島七丁目一番五号 水 i n g 株式会社大阪支店 支店長坂谷隆太」でございます。
請負率は八六・五八パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者選定審査会要綱による選定審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であり、建設業法第十五条の規定による清掃施設工事業の特定建設業の許可を受け、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における清掃施設工事業の総合評定値九百点以上で、過去十五年以内にしゅん工した汚泥再生処理センター（処理規模日量四〇キロリットル以上）の元請実績を有する者として、平成二十四年九月三日に入札公告し、十一月三十日の提出期限までに五業者から技術提案仕様書等及び入札書が提出され、その後、環境関係の学識経験者等で構成される総合評価選定委員会で審査され、また、本年二月一日に開札が行われ、それらの結果につきまして、次のとおりでございます。

金額につきましては、消費税抜きでございます。

まず、水 i n g 株式会社大阪支店、金額十三億六千三十六万六千円、技術評価点一三三・八九点、評価値九八・四二二でございます。

次に、アタカ大機株式会社、金額十三億六千三十六万六千円、技術評価点一三二・三五点、評価値九七・二八六でございます。

次に、クボタ環境サービス株式会社、金額十三億九千万円、技術評価点一二六・四五点、評価値九〇・九七一でございます。

次に、三菱化工機株式会社、金額十三億六千三十六万六千円、技術評価点一一九・三七点、評価値八七・七四八でございます。

次に、水道機工株式会社、金額十五億七千万円、技術評価点一二〇・〇五点、評価値七六・四六四でございます。

以上の結果、評価値の高い、水 i n g 株式会社大阪支店が落札者と決定いたしました。

この工事概要につきましては、施工場所は五條市二見五丁目、現衛生センター敷地内であります。建屋につきましては、太陽光発電設備の活用を取り入れ、管理棟は鉄筋コンクリート造り地上一階建て、処理棟は鉄筋コンクリート造り地上二階、地下一階建てで延床面積約二、五〇〇平米となっております。

施設の規模は、日量の処理として、し尿が一五キロリットル、浄化槽汚泥が三三キロリットル、合計四八キロリットルなどとなっております。

工期につきましては、契約締結の日から平成二十七年三月二十五日を予定しております。

以上で議第十二号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十五、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十三号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第十三号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市一般会計補正予算書（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、十四億二千四百四十四万四千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百九十二億二千八百八十二千円となることとさせていただきます。

なお、本予算案は十四億円を超える規模となっておりますが、国の緊急経済対策等を活用した事業並びに基金への積立てに伴う予算の計上とその主な理由となっております。

続きまして、六ページから七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第二表繰越明許費についてでございますが、この後、御説明申し上げます国の緊急経済対策等関連事業及び消防庁舎建設事業並びにし尿処理施設建設事業などを含め、全三十七事業で、総額十七億一千四百四十七万五千円の繰越しを予定いたしております。

次に、歳出の主な項目について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の三千五百五十七万六千円でございますが、人事異動等による職員給与費並びに退職手当の追加でございます。

なお、ほかの費目に計上しております職員給与費につきましても、人事異動等により当初予算に過不足が生じておりますので、同様に増額若しくは減額を行う場合がございます。

次に、十五目大塔支所費の十一節需用費から十七ページの二十七節公課費までの合計一千二百五十万円でございますが、緊急経済対策関連事業としての国の補正予算に計上しております過疎集落等自立再生緊急対策事業の予算化に伴う追加でございます。大塔町の復旧・復興施策の一環として、防災用品の活用術講習会の実施を始め、惣谷狂言など地元の郷土芸能を活用した都市との交流促進イベントの開催、さらに、コミュニティバス車両の購入等を行うため、所要の予算を計上いたしております。

次に、十八目基金費、二十五節積立金の七億二千一十七千円でございますが、後年度における財政出動に備えるため、市の九基金に積立てを行うものでございまして、財政調整基金に対しては五億円を、また、退職手当基金には二億円を、さらに、ふるさと五條市応援基金にはふるさと納税並びに台風十二号災害に係る寄附金八万六千円を、その他の六基金には、利息等一千二百万一千円を積み立てるため所要の予算を計上いたしております。

続きまして、十九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十三節償還金利子及び割引料の四百四十三万六千円でございますが、平成二十三年度障害者自立支援給付費国庫負担金の精算金額が確定したことを受けて、受入済みの当該負担金の一部について国庫へ返還する必要があるため、所要の予算を計上いたしております。

次に、三目福祉医療費、二十節扶助費の四百七十八万円でございますが、心身障害者医療費の追加でございます。今後の医療費の見込み等により、既定の予算に不足が生じるため、当該不足に係る所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、八目老人福祉費の六百十五万円でございますが、大塔支所費と同様の事業を予算化するものでございまして、大塔町内における高齢

者を対象とした配食サービスを始め見守り、要支援者に対する看護師訪問等の委託事業並びに当該配食サービスに用いる車両の購入等を行うため、所要の予算を計上いたしております。

次に、十三目介護保険推進費、二十八節繰出金の一千四百三十七万三千円でございますが、介護保険特別会計繰出金の追加でございますが、居宅介護並びに介護予防サービス給付費について、今後の見込み等により既定の予算に不足が生じることから、一般会計より所要の繰り出しを行うものでございます。

次に、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、二十節扶助費の一千万円減額でございますが、今後の見込み等により、子ども手当費の支出について既定の予算に不用が生じることから、その一部を減額するものでございます。

続きまして、二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六目児童福祉施設費、七節賃金の三千万円減額でございますが、今後の見込み等により、嘱託及び産休代替保育士並びに嘱託調理員に係る賃金の支出について、既定の予算に不用が生じることから、その一部を減額するものでございます。

また、十二節役務費の四十五万円並びに十三節委託料の二百二十九万八千円でございますが、国の補正予算に計上されております事業、住宅・建築物耐震改修等事業を予算化するものでございまして、南宇智保育所の耐震診断の判定及び同業務委託について、所要の予算を計上いたしております。

次に、三項生活保護費、二目扶助費、二十節扶助費の三千万円減額でございますが、今後の見込み等により、生活保護費に係る医療費等の支出について、既定の予算に不用が生じることから、その一部を減額するものでございます。

次に、四項災害救助費、一目災害救助援護費、二十三節償還金利子及び割引料の六百六十七万円でございますが、台風十二号災害に係る災害救助費県負担金の精算金額が確定したことを受け、受入済みの当該負担金の一部について県へ返還する必要があるため、所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、五款農林業費、一項農業費、五目農地費の二千五百七十七万三千円でございますが、国の補正予算に係る震災対策農業水利施設整備事業の予算化及び県営ため池等整備事業並びに県営ほ場整備事業の予算化による追加でございますが、十三節委託料につきましては、農業水利施設の震災対策事業として、市内百九十六箇所のため池に係る緊急点検並びに岡町地内荒坂池に係る耐震診断調査に係る委託料を、また、

十九節負担金補助及び交付金につきましては、県営事業負担金として、二見地内の暮ヶ谷池整備事業並びに山陰地内のほ場整備事業に伴う所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費、十九節負担金補助及び交付金の三千九百七十万円でございますが、同じく国の補正予算に係る地域経済循環創造事業の予算化による追加でございます。本市民間事業者が実施する特産物の商品化及び販売所設置等に係る事業費を補助するため、所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十三節委託料及び十九節負担金補助及び交付金の合計二百三十万円でございますが、同じく国の補正予算に係る道路等保全整備事業の予算化による追加でございます。南朝トンネルほか四箇所の点検委託料及び下市町が実施する堺峠トンネル点検調査料に係る負担金について、所要の予算を計上いたしております。

なお、十一節需用費の四十八万円につきましては、今後の見込み等により、街路灯など道路関係施設に係る電気料金について予算不足が生じることから、所要の予算を計上いたしております。

次に、三目道路新設改良費、十一節需用費から十五節工事請負費まで合計三千八百三十万円でございますが、同じく国の補正予算に係る道路等保全整備事業並びに通学路安全対策事業の予算化による追加でございます。先に実施した緊急合同点検の結果を踏まえた通学路の安全対策並びに市道中之今井線等の舗装工事について、所要の予算を計上いたしております。

次に、四目橋梁維持費、十三節委託料の一千万円でございますが、同じく国の補正予算に係る橋りよう長寿命化修繕計画策定事業の予算化による追加でございます。日裏橋ほか三橋について橋りよう長寿命化修繕計画を策定するため、所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、五項住宅費、三目小規模住宅地区改良事業費の八千七百五十一万三千円でございますが、紀伊半島大水害からの復旧・復興のための事業を予算化するものでございまして、大塔町阪本地区（天辻）並びに同宇井地区に建設する復興住宅建設等に係る所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十三節委託料の三千十万円でございますが、国の予備費に係る緊急消防援助隊設備整備事業を予算化するものでございまして、消防救急デジタル無線の整備について、県内の整備事業を統括する中和広域消防組合へ委託するため、所要の予算を計上いたしております。

続きまして、二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、九款教育費、三項小学校費、三目小学校地震補強事業費の二億三千二百九十七万八千円でございますが、同じく国の補正予算等を活用した学校施設環境改善交付金事業について予算化するものでございまして、北宇智小学校、野原小学校及び宇智小学校の体育館耐震補強工事に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、四項中学校費、一目学校管理費、十一節需用費から二十九ページの工事請負費までの合計九千五百六十万円でございますが、同じく学校施設環境改善交付金事業の予算化による追加でございまして、五條中学校、野原中学校及び五條西中学校のエアコン設置工事に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、四目中学校地震補強事業費の七千九十一万円でございますが、同じく学校施設環境改善交付金事業について予算化するものでございまして、五條東中学校の体育館耐震補強工事に係る所要の予算を計上いたしております。

続きまして、三十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、七項保健体育費、三目体育施設費、十一節需用費の三十八万円でございますが、同じく国の補正予算に係る過疎集落等自立再生緊急対策事業の予算化に伴う修繕料の追加でございまして、地域の高齢者がグラウンドゴルフの休憩場所並びに用具保管場所として利用する旧阪本小学校グラウンド倉庫の屋根等の修繕に係る所要の予算を計上いたしております。

続きまして、三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、十款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料の二千六百万円でございますが、地方債の繰上償還による追加でございまして、財政の健全化と将来負担の軽減を図るため、平成十四年借入債の繰上償還に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の三百四十万円でございますが、大塔町宇井地内における市道宇井線台風十二号災害復旧並びに本年一月に発生した大雪災害に伴う流木処理に係る所要の予算を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十一ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において二億二千五百二十三万一千円を、十五款県支出金において三千七百九十九万二千円を、十七款繰入金において三百六十六万三千円、十八款繰越金において七億七千九百七十四万二千円、二十款市債において三億七千三百万円を、二十一款寄附金において八百一十六万六千円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「一番」の声あり） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 二十ページのぼちぼちいこよ見守り隊事業委託料、これはどういふところに委託なのか。内容が全然わかりません。ぼちぼちいこよというのが。

○議長（峯林宏政） 櫻井あんしん部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） 一番福塚議員の質問にお答えをいたします。

ぼちぼちいこよ見守り隊事業委託料四百五十九万円でございます。これは、過疎集落等自立再生緊急対策事業によりまして実施をするものでございます。内容的には配食サービスを二十食予定しております。そういう形で配食サービス、それと看護師等を雇いまして地域の高齢者の見守りをしていくという形でございます。具体的にはその委託の中には賃金的なもの、またその下の備品購入費がございますが、その配食の車両の購入に併せます燃料費とかそれに伴う費用を含めて委託で組んでおります。

委託先につきましては、これは大塔のふる里センターを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十六、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十四号、平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第十四号、平成二十四年度国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧願います。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ、二千九十九万九千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四十五億八千四百九十九万九千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

三款後期高齢者支援金等、一項後期高齢者支援金等、一目後期高齢者支援金、十九節負担金補助及び交付金二十九万五千円につきましては、国民健康保険の方から後期高齢者医療制度へ支援する金額が、当初の概算額から確定額が決定したので、その不足額を追加し、社会保険診療報酬支払基金に支出するものであります。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫負担金返還金、二十三節償還金利子及び割引料二千七十四万四千円につきましては、平成二十三年診療費負担金などの国庫負担金が精算により確定したことによって、国に対し超過分を返還するものであります。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

ページを戻っていただきまして、四ページの上欄を御覧いただきたいと存じます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、二目基金繰入金、一節基金繰入金二千九十九万九千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったもの

でございます。

以上で議第十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十七、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十五号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました議第十五号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります。別冊の簡易水道特別会計補正予算書の一ページ及び二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、地方債の補正でございます。

これは施設整備費における国庫補助対象事業費が増額となったことに伴い、起債の増額を行う必要が生じたため起債の借入限度額を九千九百三十万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については補正前と同じであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十八、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十六号、平成二十四年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第十六号、平成二十四年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、一ページを御覧いただきたいと存じます。本件につきましては、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費についてでございます。

次の二ページ第一表、一款、一項下水道費で国庫補助による流域関連公共下水道事業のうち、四千百万円を繰り越すものがございます。

事業箇所につきましては、新町三丁目ほか三箇所での公共下水道新設工事とこれに伴う水道管移設補償及び住川町ほか二箇所での設計業務委託でございます。

また、これらの財源につきましては、社会資本整備総合交付金、下水道事業債及び一般財源でございます。

なお、工事のしゅん工予定につきましては、平成二十五年七月末を予定し、それまでの早期完了を目指すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十九、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十七号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第十七号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ一億四百一十一万八千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三十四億三千四百六十一万九千円とするものでございます。

それでは、六ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料三十九万一千円、三節職員手当等百五十四万七千円につきましては、人事異動等による不足を追加するものでございます。

次に、二款保険給付費、一項給付諸費、一目介護サービス等諸費、十九節負担金補助及び交付金八千三百三十六万六千円及び二目介護予防支援サービス等諸費、十九節負担金補助及び交付金二千八百一十一万四千円につきましては、当初見込みの要介護者に対する給付費の件数の増加等により三月介護サービス利用分の支払いに不足が生じるため追加するものでございます。

次に、歳入につきましては、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金二千七百五十一万五千円、四款県支出金二千九百六十八万六千円、五款支払基金交付金二千九百八十四万四千円、七款繰入金一千四百三十七万三千円をそれぞれ追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第二十、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十八号、平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第十八号、平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方債の補正でございますとして、起債の限度額を、第一表、地方債の補正のとおり変更するものでございます。

次に、二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表、地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

この補正は、診療設備等整備事業債について、大塔診療所にレントゲン機器を設置する事業の事業費が増額になったことに伴いまして、起

債の限度額を六百二十万円から六百九十万円に、七十万円増額変更するものでございます。

以上で議第十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第二十一、議第十九号から議第二十八号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十九号、平成二十五年五條市一般会計予算議定について。

議第二十号、平成二十五年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十一号、平成二十五年五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第二十二号、平成二十五年五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十三号、平成二十五年五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十四号、平成二十五年五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十五号、平成二十五年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十六号、平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十七号、平成二十五年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第二十八号、平成二十五年五條市水道事業会計予算議定について。

（「六番」の声あり）

○議長（峯林宏政）六番議会運営委員会川村家廣委員長。

○六番（川村家廣）ただいま上程になりました議第十九号から議第二十八号までの十議案につきまして、去る四日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十五年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯林宏政）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

一番福塚 実議員、二番山口耕司議員、三番吉田雅範議員、八番池上輝雄議員、十番山田澄雄議員、十二番花谷昭典議員、十五番田原清孝議員、以上七名の方にお願いたします。

なお、正副委員長を選出並びに審査の日程等について御協議願いたいと思っておりますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第二十二、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十号、五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第十号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

議案書の五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の見直し等に伴う所要の改正を行うものであります。議案書五十九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正案の条文に沿って、順次御説明を申し上げます。

まず最初に、五條市国民健康保険条例第二条第二項におきましては、医療分の限度額を、同条第三項におきましては、後期高齢者支援金の限度額を、同条第四項におきましては、介護納付金の限度額をそれぞれ改めるものであります。

この改正によりまして、最高限度額が「七十三万円」から「七十七万円」となります。

次に、第十二条第三項におきましては、現在、納期限ごとの分割金額が一千円未満の端数が生じたときは、全て最初の納期限に係る分割金額に合算していることから、納期ごとの金額に大きな差が生じておりますので、低所得層の負担を抑えるために一千円単位を百円単位とすること、第一期とその他七期の金額の差を小さくし、納税者の利便性を図ろうとするものであります。

次に、第二十一条各号列記以外の部分中におきまして、医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金の限度額をそれぞれ改めるものであります。

次に、第二十五条第一項におきましては、国民健康保険税に関しまして、処分その他公権力の行使に当たる行為については、五條市行政手続条例第八条で規定しております理由の提示及び第十四条で規定しております不利益処分の理由の提示を適用することとしております。

次に、附則におきましては、施行期日及び適用区分を規定したものであります。

以上で議第十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から二十一日まで休会とし、次回二十二日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十分散会

